

--取得対象住宅の所在地の住民票のご提出に関するご案内--

融資金のお受け取りに際しては、取得対象住宅の所在地に住民登録をしていることを証する住民票（以下、「新住所の住民票」といいます。）をお客様からご提出いただいておりますが、お客様が融資金をお受け取りになる日において新住所の住民票がご提出できないご事情がおありの場合には「入居遅延承認申請書」にて新住所の住民票のご提出予定日を確認させて頂いております。「入居遅延承認申請書」のご提出にあたっては入居遅延の理由・新住所の住民票のご提出予定日等に応じて「疎明資料」をご提出いただく場合がございますので以下をご参照ください。

入居遅延の理由・新住所の住民票のご提出予定日 ※入居遅延承認申請書にてご申告下さい		入居遅延承認申請に 添付する疎明資料	取得対象住宅にご入居後 直ちにご提出いただく書類	
1 子供の転校時期との関係の場合 ※幼稚園又は保育園の転園を含む (入居が遅れる理由③)	(1)資金お受け取り日の属する年度末までに新住所の住民票が提出できる場合	不要	・新住所の住民票	
	(2)資金お受け取り日の属する年度末までに新住所の住民票が提出できない場合	在学証明書(原本)	・新住所の住民票 ・住所変更届	
2 上記1以外の理由の場合 ※入居が遅れる理由の③以外の理由 ※引越し時期等が理由の場合も含まれます。	(1)資金お受け取り日から起算して2か月以内に新住所の住民票が提出できる場合	不要	・新住所の住民票	
	(2)資金お受け取り日から起算して2か月以内に新住所の住民票が提出できない場合	債務者又はご家族の病気 (入居が遅れる理由①②)	医師の診断書(原本)	・新住所の住民票 ・住所変更届
		転勤 (入居が遅れる理由⑤)	辞令又は勤務先が発行する証明書(原本)	
		長期出張 (入居が遅れる理由⑥)	勤務先が発行する証明書(原本)	
取得対象住宅のリフォーム工事、外構工事 (入居が遅れる理由のうち⑦その他の一例)	下記の <u>いずれか</u> の書類 ●工事請負契約書 ●注文書及び注文請書 ●見積書			

※疎明資料が必要な場合で資金お受け取り日までにご準備いただけない場合には、資金お受け取り後速やかにご提出をお願い申し上げます（入居遅延承認申請書は先にご提出ください）。この場合、いただいた入居遅延承認申請は疎明資料の内容確認をもって承諾をいたします。

※新住所の住民票はお住まいになる世帯全員の住民票をご提出ください。

※入居遅延承認申請書・変更届出は弊社ホームページからも取得可能です。

<本件に関するお問い合わせ先>

〒180-0022 東京都武蔵野市境2丁目12番13号 TEL0422-37-8088(音声ガイダンスで[2]をお選びください)
株式会社ファミリーライフサービス 住所変更担当 宛